

京都市印鑑条例の一部を改正する条例（令和5年6月9日京都市条例第11号）（文化市民局地域自治推進室）

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、印鑑登録証の添付を要しない印鑑登録の証明の申請をする方法として、新たに、移動端末設備用利用者証明用電子証明書又は移動端末設備用署名用電子証明書を搭載した移動端末設備を用いて申請する方法を追加しました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年6月9日

京都市長 門川大作

京都市条例第 11 号

京都市印鑑条例の一部を改正する条例

京都市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、「もの（以下）」を「もの（第27条第2項において）」に改め、同項第2号中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、「限る。」の右に「又は公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書が記録された電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）を用いる方法（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機（本市以外の者が設置するものに限る。）により第14条第1項に規定する印鑑登録証明書を出力する場合に限る。）

第27条第2項中「方法」の右に「又は第12条第2項第2号に掲げる方法」を加える。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、第12条第2項第1号の改正規定中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める部分及び同項第2号の改正規定中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改める部分は、公布の日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)